

## 東京 2020 大会期間中における広報業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

東京 2020 大会期間中における広報業務委託

### 2 委託業務の目的

東京 2020 大会では、県内 4 会場で 5 競技が開催され、県ゆかりの選手が多数出場しメダル獲得が期待されるなど、県内での盛り上がりが想定される。SNS を活用した広報により、東京 2020 大会直前の更なる気運醸成を図る。

また、埼玉県が東京 2020 大会期間中に実施する、埼玉県の魅力を広く世界に発信するためのオンラインイベント EXciting SAITAMA（以下、「EX」という。）に関し、アクセス増加を図るターゲティング広告や情報拡散を図るための SNS キャンペーンを実施する。

### 3 契約主体

2020 オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進委員会

### 4 契約期間

契約締結日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

### 5 委託内容

#### (1) ターゲティング広告の配信

Google、Yahoo!、Facebook、Twitter、Instagram 等の広告配信を行い、EX におけるセッション数を 10 万以上獲得すること。10 万は最低保証であり、これを達成後も、契約終了まで広告配信を継続し、更なるセッション数の増加を図ること。目標セッション数の 10 万は、当該広告配信により獲得するものとし、本事業以外のプロモーションで獲得したセッション数は含まないものとする。

なお、EX は令和 3 年 7 月 16 日頃から令和 3 年 9 月 30 日まで開催しており、同期間で目標セッション数を獲得すること。

業務に当たっては、次のア～エを実施すること。

ア 広告費は、EX におけるセッション数を 10 万以上獲得するために必要な費用を計上すること。

イ 広告配信用のバナーは複数パターン制作すること。

ウ 広告配信に当たっては、エンゲージメント率<sup>\*</sup>を鑑みて、ターゲット設定やバナー設定等の運用を行うこと。

エ 契約期間中、目標セッション数を達成した後も、計上した広告費の上限まで継続すること。

## (2) SNS を活用したキャンペーン

フォロワーの新規獲得や、東京 2020 大会における感動と興奮の共有、EX への継続的なアクセス数の確保、EX 内コンテンツへの参加、話題性の維持、東京 2020 大会無関心層へのアプローチを図るため、埼玉県県民生活部オリンピック・パラリンピック課公式 Twitter（以下、「公式 Twitter」という。）を活用したキャンペーン（フォロー&リツイートを想定。）を 3 回実施する。ただし、費用対効果の高いキャンペーンが実施できる場合、埼玉県県民生活部オリンピック・パラリンピック課公式 Facebook（以下、「公式 Facebook」という。）を活用したキャンペーンも同時に実施できるものとする。

業務に当たっては、別紙「東京 2020 大会期間中における広報業務委託に係る SNS を活用したキャンペーン 特記仕様書」のとおり実施すること。

## (3) 東京 2020 大会情報の収集及び公式 SNS アカウントでの投稿

県ゆかりの選手や県内競技会場の競技日時、競技結果、メダル獲得情報などをリアルタイムで収集し、取りまとめの上、各日ごとに委託者へ提出すること。

また、収集した情報をもとに、公式 Twitter、公式 Facebook で 200 件以上投稿を実施すること。業務に当たっては、次のア～オを実施すること。

ア 情報収集の対象は、委託者が提供するリストに掲載された県ゆかりの選手 100 人程度及び県内開催競技 4 会場の競技日時や競技結果、メダル獲得情報等とすること。なお、県内開催競技 4 会場の延べ開催日数は、51 日間とする。

イ 情報収集に当たっては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や競技団体の公式 SNS、信憑性のあるニュース記事などを情報源とすること。

ウ 契約締結後、投稿スケジュール及び投稿記事のフォーマットを 10 パターン程度作成すること。

エ 5（3）ア イで収集した情報のうち公式 SNS で投稿する内容は、委託者と協議の上、決定すること。

オ 投稿内容は、5（3）ア イで収集した情報のほか、委託者の指示に従い、EX の情報なども発信すること。

カ 投稿に当たっては、5（3）ウで作成するフォーマットをもとに、収集した情報を簡潔に伝えること。各 SNS の内訳は、委託者と協議の上決定するが、Twitter での投稿を中心とすること。

キ 投稿に対するエンゲージメントを高めるため、投稿内容に工夫を凝らすこと。投稿にあたっては、事前に委託者へ内容を確認すること。

## (4) 定時報告

各週 2 回、5（1）に係るセッション数や、5（2）に係る参加者数等の実績を報告すること。

## 6 業務実施上の条件

業務実施に当たっての条件は以下のとおりとする。

### (1) 成果物等の履行期限及び提出方法

事業終了後、10月15日（金）までに、5委託内容に基づく最終報告書を電子データで提出すること。

### (2) 打合せ、定時報告等

ア 事業実施に必要な打合せを行うとともに、進捗状況の報告を行う。

イ 打合せ等で必要となる資料及び打合せ記録をその都度作成すること。

### (3) その他

ア 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。

イ 契約締結後10日以内に全体実施計画（スケジュール表を含む。）を提出すること。スケジュールは、委託者と常時進捗状況を確認し合うこととし、必要に応じて適宜修正を行うものであること。

ウ EXの広報を行うに当たっては、委託者や別途委託するEXの受託事業者と密に連携を図り、調整の上、実施すること。

## 7 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 天変地異、感染症の流行その他不可抗力の事由に基づき、委託者の判断により業務の一部又は全部を実施しないことがある。なお、キャンセル料については、委託者と受託者の協議の上決定する。

(2) 東京2020大会の開催状況等により、業務内容に変更が生じることがある。変更内容は、委託者と受託者の協議の上決定する。

### (3) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

### (5) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は重過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(9) リスク管理

インターネット上または現実社会においてトラブルが生じないように努めるとともに、専門的な知見に基づいて適宜委託者に助言を行うこと。

(10) アンブッシュ・マーケティングに係る事項等

本事業において、東京2020大会関連の知的財産を使用する場合は、アンブッシュ・マーケティングに抵触しないよう、十分留意すること。

(11) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(12) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。

※ ユーザーの愛着度や共感を表し、「クリック」、「リツイート」、「コメント」、「フォロー」、「いいね」等のアクションにより計算される。